

認知症初期集中支援チーム活動マニュアルについて

課題(チーム・地域包括支援センター)

1. 地域包括支援センターが相談するまでに悩む
2. 兼務のため、介入のスピーディーさに欠けてしまう
3. 困難ケースが多くなり、長期化している
4. 精神疾患なのではないかと言われ、相談につながらなかった
5. 拒否のある人への支援が行えない

(チーム、地域包括支援センターへのヒアリングより)



対象者の明確化・困難事例や精神疾患を疑う事例の対応を含む
認知症初期集中支援チーム活動マニュアルの作成

マニュアル作成検討会

日時：平成 30 年 2 月 21 日、3 月 19 日

メンバー：チーム員、地域包括ケア推進課

マニュアルワーキング

日時：平成 30 年 7 月 6 日

メンバー：チーム員医師、チーム員、地域包括支援センター、
区健康福祉課、地域包括ケア推進課

※素案はみどり病院作成マニュアル及び他都市のマニュアルを参考に作成

(課題への対応)

1. 地域包括支援センターが相談するまでに悩む→対象者の明確化

- ⇒ ・帳票① 対象者把握チェック票の追加
- ・訪問支援対象者の要件を記載 (マニュアル P10 (1) 訪問対象者の把握)
 - ・認知症初期集中支援の入り口に介護支援専門員を追加 (マニュアル P8 (9) 認知症初期集中支援の入り口)

2. 兼務のため、介入のスピーディーさに欠けてしまう→コーディネーターの配置

- ⇒ ・拠点となる医療機関にコーディネーターを配置する (マニュアル P6 (6) 初期集中支援チームの拠点となる医療機関の設置)
- ・初回訪問の介護系職員の要件を見直し、包括職員や介護支援専門員の同行をこれに代わるものとした (マニュアル P6 (5) チーム員の役割と活動体制)

3. 困難ケースが多くなり、長期化している→困難事例への対応を記載

- ⇒ ・ 困難事例への対応について記載（マニュアル P23 iv） 困難事例への対応）
・ 地域ケア会議との連携を記載（マニュアル P25 補足）
・ 原則 6 か月の支援期間を明記（マニュアル P25 i） 終了の基準）

4. 精神疾患なのではないかと言われ、相談につながらなかった→精神疾患を疑う事例への対応を記載

- ⇒ ・ 精神疾患の疑いが強いケースの取扱いについて記載（マニュアル P24 精神疾患の疑いが強いケースの取扱いについて）

5. 拒否のある人への支援が行えない→個人情報の同意について記載

- ⇒ ・ 書面同意が得られない場合、口頭同意も可能とする
・ 例外規定の適応について記載
（マニュアル P15 v） 個人情報の使用に関する説明と同意について）
（マニュアル P31 個人情報の収集及び提供に関する考え方）

拒否のある人への支援が行えない→チームの名称に愛称をつける

- ⇒ ・ 認知症を受容できない本人、家族に配慮し愛称をつける
（マニュアル P6（6） 初期集中支援チームの拠点となる医療機関の配置）